



株式会社百十四銀行定款

株式会社百十四銀行定款

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	株 式
第 3 章	株 主 総 会
第 4 章	取締役および 取締役会
第 5 章	監査等委員会
第 6 章	計 算

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社百十四銀行と称し、英文では、The Hyakujushi Bank, Ltd. または The 114th Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を高松市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、3億5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第 12 条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集地)

第 15 条 当銀行の株主総会は、高松市において招集する。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役頭取各 1 名、取締役副頭取若干名を定める。ただし、業務の都合により取締役会長、取締役副頭取はこれを定めないことができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役頭取を代表取締役に選定するほか、その他の代表取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、前二項の定めにかかわらず、これを招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に
対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この
期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手
続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第 27 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、
議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、そ
の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締
役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当銀行は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締
役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に
掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に
委任することができる。

(取締役会規定)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締
役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀
行から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、
監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し
て、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 32 条 当銀行は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役
（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務
を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結
することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限
度額は、会社法第425条第 1 項各号に掲げる額の合計額と
する。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規定)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 39 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

以 上

1975年5月10日改正
1976年6月23日改正
1978年12月22日改正
1979年12月21日改正
1981年6月23日改正
1982年6月23日改正
1985年6月28日改正
1987年6月26日改正
1989年6月29日改正
1991年6月27日改正
1993年6月29日改正
1994年6月29日改正
1998年6月26日改正
2001年6月28日改正
2002年6月27日改正
2003年6月27日改正
2004年6月29日改正
2006年6月29日改正
2008年6月27日改正
2009年6月26日改正
2014年6月27日改正
2017年6月29日改正
2018年6月28日改正
2018年10月1日改正
2019年6月27日改正
2022年6月29日改正
2023年3月1日改正
2026年4月1日改正